

○北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

（供用時間及び休業日）

第 1 条 産業観光施設の供用時間及び休業日は、別表第 1 のとおりとする。

（設備・器具使用料）

第 2 条 別表第 2 の左欄に定める設備・器具を使用したときの使用料の額は、同表の右欄に定める額とする。

（駐車場使用料）

第 3 条 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例(昭和 47 年北九州市条例第 6 号。以下「条例」という。)別表第 2 の農事センターの駐車場の使用料に係る規則で定める額は、別表第 3 のとおりとする。

（設備・器具の利用料金）

第 4 条 条例別表第 3 の産業技術保存継承センター、展示場、関門海峡ミュージアム、旧大阪商船、旧門司三井倶楽部、門司港レトロ観光物産館及び旧古河鉱業若松ビルの設備・器具の利用料金に係る規則で定める額は、別表第 4 のとおりとする。

（駐車場の利用料金）

第 5 条 条例別表第 3 の展示場の駐車場の利用料金に係る規則で定める額は、別表第 5 のとおりとする。

（利用料金の額の承認の告示）

第 6 条 市長は、条例第 6 条第 3 項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

（指定管理者に管理を行わせようとする産業観光施設の概要等の公表）

第 7 条 市長は、産業観光施設について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする産業観光施設の概要、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第 9 条の 2 第 2 項の場合においては、この限りでない。

（指定管理者の指定の申請の添付書類）

第 8 条 条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定の告示）

第 9 条 市長は、産業観光施設について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者の事業報告）

第 10 条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する産業観光施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

(雑則)

第 11 条 この規則の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

別表第 1(第 1 条関係)

テレワークセンター	午前 9 時から午後 5 時まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日	1 市長が特に必要があると認めるときは、休業日若しくは供用時間を変更し、又は臨時に休業日を指定することができる。 2 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。
-----------	------------------	--	---

別表第 2(第 2 条関係)

設備・器具		使用料の額	
テレワークセンター	映像設備	液晶プロジェクター	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 1,500 円
		スクリーン	1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 200 円
		レーザーポインター	1 個につき 1 時間又はその端数ごとに 350 円
	音響設備	マイクロホン	1 本につき 1 時間又はその端数ごとに 200 円
		マイクロホンスタンド(床置型)	1 本につき 1 時間又はその端数ごとに 70 円
		マイクロホンスタンド(卓上型)	1 本につき 1 時間又はその端数ごとに 40 円
		ワイヤレスマイク(ハンド型)	1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 650 円
		ワイヤレスマイク(ピン型)	1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 650 円
	その他の設備・器具	パーソナルコンピューター	1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 100 円
		レセプションチェア	1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 20 円
		サインスタンド	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 40 円
		ベルトパーティション	1 本につき 1 時間又はその端数ごとに 30 円